

平成 30年 4月 19日

株式会社グッドエネジー
山内浩一 殿

一般社団法人 太陽光発電協会
J P E A 代行申請センター

再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について (通知)

平成 29年 8月 25日 付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 10 条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項（第 5 号イ及びハを除く。）の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 認定手続に係る事項

担当経済産業局	関東経済産業局
認定日	平成 30年 4月 19日
手続番号	20180410関東第 243号

2. 発電事業者情報

発電事業者名	株式会社グッドエネジー
代表者氏名	山内浩一
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2 - 1 - 2 駒崎ビル三階

3. 設備情報

発電設備区分	太陽光 10kW以上 50kW未満	
設備 I D	AD58516C20	
設備名称	上田市殿城岩戸太陽光発電所 NO , 5	
設備の所在地	長野県上田市殿城岩戸 5056-1、5056-2、5057-イ、5057-ロ、5058-1、5058-2 (番地未確定)	
設備 仕様	発電出力	49.5k W
	太陽電池の合計出力	63.0k W
	太陽電池製造事業者名	ソーラーフロンティア
	太陽電池の種類	C: 化合物半導体を用いた太陽電池

太陽電池の変換効率	16.70%	(真性変換効率 実効変換効率)
太陽電池の型式番号	S F 1 7 5 - S	

4 . 備考

- (1) 平成 2 9 年経済産業省告示第 3 5 号に規定する法第 1 0 条第 1 項の経済産業大臣の変更の認定への該当の有無： 有 無
- (2) 本認定には、変更前に適用されていた調達価格が適用されます。
- (3) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無： 有 無
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 2 4 年経済産業省令第 4 6 号）第 5 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定により、運転開始後 1 ヶ月以内に当該発電設備の設置に要した費用に関する情報等を、また、毎年 1 回当該発電設備の運転に要する費用に関する情報等を、「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。

< 教示 >

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。